

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 5 定期監査	男女共同参画課	<p>現金の取扱いが適切でなかったもの 印刷機の利用代について、収納日ごとに調定決議されておらず、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていなかった。 現金の収納に当たっては、春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	<p>印刷機の利用代を収納の都度、調定決議をし、確実に翌営業日までに金融機関へ払い込むこととしました。 今後は、会計規則を遵守し適切に事務処理するよう職員に周知徹底しました。</p>	措置済